

令和2年度

第9回定例農業委員会会議録

令和2年12月16日 開催

令和2年12月16日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和2年度 第9回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第17号

令和2年度 第9回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和2年12月16日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和2年12月11日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和2年12月16日 午後 1時00分

閉会 令和2年12月16日 午後 時 分 (会期1日)

第1日目(12月16日)

出席委員 16名

1番	中添 文彦	8番	大野 翔平	15番	藤重 英子
2番	石丸 俊一	9番	細谷 美一	16番	笹川 武義
		10番	谷本 利信		
4番	渡辺 玲子	11番	藤滝 健造	18番	三好 光春
5番	井上 博司	12番	本井 伸一		
6番	川西 正廣	13番	佐藤 裕子		
7番	松本 文男	14番	三好 満		

農地利用最適化推進委員 17名参加

昭和1	富野 正行、	昭和1	浮田 洋史、	昭和2	植田 明美
陶	福家 重夫、	陶	福家 棟貴、	陶	原 拓也
滝宮1	丸尾 説男、	滝宮2	宇良 健一、	羽床1	宮本 清信、
粉所	山地 康弘、	粉所	石丸 勝彦、	西分	岡田 行夫、
山田2	橋川 正廣、	山田3	長川 富雄、	羽床上	河田 紀雄、
				羽床上	長尾 清

議事録署名委員

12番 本井 伸一 委員、 13番 佐藤 裕子 委員

欠席

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 坂本 雅直 主査 渡邊 宏樹

傍聴人 1人

## 議事日程

令和 2 年 12 月 16 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について
- 第 7 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 9 議案第 7 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 10 議案第 8 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 11 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について
- 第 12 報告第 2 号 農地法第 5 条の許可の取消について

令和 2 年 12 月 農業委員会議事録

午後 1 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和 2 年度第 9 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶申し上げます。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、3 番 森 健人 委員、17 番 滝川 廣男 委員、19 番 福家 功 委員の 3 名です。よって、農業委員出席者は 16 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい

議長

本日の議事録署名人には、12 番 本井 伸一 委員、13 番 佐藤 裕子 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明を願います。

事務局

農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明致します。今月は、3 件です。

議案第 1 号-1

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 200 万円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、所有地の中で申請地が自宅より離れた場所にあり耕作に不便さがあると考えていたところ、隣接に住む譲受人が規模拡大を考えていたため、互いの意向が

合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は8,621㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業暦としては、40年、農作業の従事日数は、申請者30日、妻300日、子(次男)150日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、草刈機(自走式)1台、トラック1台、納屋72㎡を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。対象農地までの通作距離は自宅隣接地のため、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第1号-2

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 100万円

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は既に譲受人が所有する南の農地などと一体的にオリーブの栽培を行っています。高齢で財産を処分したい譲渡人と、規模拡大したい譲受人との間で、意向が合致し申請に至ったものです。現地は既にオリーブの栽培を始めています。

譲受人の経営面積は6,354㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、オリーブです。

譲受人の農作業暦としては、30年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター1台、トラック1台、納屋67㎡を所有しています。また、オリーブの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。対象農地までの通作距離は、[REDACTED]を挟んだ宅地隣接地であるため、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第1号-3

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 20万円

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人の知人である譲受人が[REDACTED]へ移住するため空き家となっている住宅や納屋を購入しました。併せて兼業ではありますが、農業を行うため周辺の農地を購入するものです。今回の案件は、空き家バンクによるものではありません。

譲受人の経営面積は0㎡で農業経験ありませんが、近所の農家の方や近所の認定新規就農者の技術サポートも受けられることを確認しています。販売先については、[REDACTED]と話を進めています。産直などを利用した販売も検討中です。また、取得後の営

農計画としては、水稲・野菜です。

譲受人の農作業の従事日数は、300日を予定しており、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、を譲渡人から約170㎡の納屋ごと買い受けます。また、水稲・野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。対象農地までの通作距離ですが、移住後は自宅周辺となり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、今月は3件の申請です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、第2号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第2号「農地法第4条申請」についてです。今月は、2件あります。

議案第2号-1

地図・図面：

申請者：

申請地：

農地区分： 2種農地

転用目的： 商業・サービス等用地/店舗等施設

施設の概要： 納屋平屋建て 1棟 111.38㎡、物置平屋建て 1棟 10.35㎡

合計面積：121.73㎡、 土地利用률：22.62% (≧22.00%)

申請事由： 作業用倉庫(畳)

説明：【理由】 平成20年4月頃に申請人の夫が自営業としての畳店の作業場が必要となり、所有する農地の中で作業に適している申請地に畳作業倉庫を建て、作業を行っていましたが、亡くなられたことで、妻等がこれを引継ぎ現在に至りましたが、近年、娘夫婦がこの農地を分筆のうえ、非農家の自己住宅を建てるため、建築業者に相談している中で、農地法に基づく転用手続きが必要であったことに気づき、これを深く反省し、今後このようなことがないよう厳に慎むとの始末書の提出を受けるとともに、今回無断転用の是正申請により、解消を図ろうとするものであります。

【資金】 土地代 0万円 造成費 0万円、建築費 0万円 合計：0万円

【工事期間】 平成20年4月1日～平成20年5月31日

【造成工事】 本申請による新たな造成工事はありません。

【排水関係】 雨水：自然浸透及び南東側の最終柵へ集水し、既設水路へ放流  
汚水：該当なし

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

議案第2号-2 (申請取り下げ)

地図・図面：

申請者：

申請地：

取り下げ説明理由：今回、本人より、農家住宅の拡張（区画整形）を図るための農地法第4条の転用申請が出されておりましたが、調査及び書類審査の段階において、所有農地の中で無断転用していることが発覚したため、農地への復元あるいは是正申請による無断転用の解消が図れたのちに、農業委員会へ再度、申請したいとの本人よりの申し出がありましたので、取り下げとさせて頂きたいと思っております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、第3号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第3号「農地法第5条申請」についてです。今月は、6件あります。

議案第3号-1

地図・図面：

権利： 使用貸借権の設定

申請地：

農地区分： 2種農地

貸人：

借人：

転用目的： 住宅用地/一般個人住宅

施設の概要： 新築： 住宅2階建 1棟 74.94㎡

既設：住宅2階建 1棟 165.84㎡ 農機具ポート 1棟 38.78㎡

カーポート 1棟 24.16㎡ 合計面積：303.72㎡

併用地：

合計面積：1001.29㎡ 土地利用：30.33% (≧30.00%)

申請事由： 分家住宅

説明：【理由】 現在、借人は、貸人である両親と同居生活を送っておりますが、結婚を機に、住宅が手狭になったことから、新たな住居を建築する場所を探した結果、将来、子どもが出来たときに両親に面倒を見てもらうとともに、両親の高齢化に伴い介

護の世話が夫婦ででき、休日には、農業を手伝ううえからも立地条件が良い点からも、父名義の宅地内にある老朽化した納屋を取り壊して、そのあとに新築することがもっとも適当であると判断し、今回、申請に及んだものであります。なお、これに伴い話を進めて行く中で、隣接する農地において、駐車場スペースがなかったことから、無断転用により、駐車場2台分の場所として現在まで利用していたことがわかり、これを深く反省し、今後、このようなことがないように厳に慎むとの始末書の提出を受けるとともに、今回、無断転用の是正申請により、解消を図ろうとするものであります。

【資金計画】 土地代 0万円、解体費 130万円、建築費 2,870万円 合計：3,000万円  
内訳として、自己資金 0万円、借入金 3,000万円

【工事期間】 令和3年2月1日～令和3年12月31日

【造成工事】 本申請による新たな造成工事はありません。

【排水関係】 雨水：宅地北側の最終柵に集水し、北側既設水路へ放流  
汚水：合併浄化槽を設置

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】 該当なし

#### 議案第3号 -2 (申請取り下げ)

地図・図面：

権利： 所有権の移転

申請地：

譲渡人：

譲受人：

取り下げ説明理由：譲渡人等より、宅地分譲を図るための所有権移転による転用申請が出されておりましたが、農地法第4条のところで申し上げましたとおり、譲渡人側所有農地に無断転用の農地が存在するため、譲渡人及び譲受人より、無断転用の解消が図れたのちに再度、農業委員会へ申請をしたいとの申し出がありましたので、今回、取り下げとさせて頂きたいと思っております。

#### 議案第3号 -3

地図・図面：

権利： 所有権の移転

申請地：

農地区分： 2種農地

譲渡人：

譲受人： [REDACTED]

転用目的： 商業・サービス等用地/店舗等施設

施設の概要： コンビニ店舗平屋建て 1棟 面積：222.76 m<sup>2</sup> 露天駐車場 33台分

併用地： 法定外の払い下げによる農道・水路 合計面積：115 m<sup>2</sup>

申請事由： 貸店舗

説明：【理由】 譲受人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、昭和63年に設立、資本金5,000万円で、不動産の賃貸・売買・管理並びに仲介や建築工事業等を営む法人であり、西日本を中心に収益不動産事業（主にコンビニ）を展開し、経営規模の拡大を目指すため、香川県において、新店舗候補地の選定を行なっていたところ、申請地付近の市街化が進んできており、交通量が多い地域であるとの状況から、集客量が見込めるとの判断により、[REDACTED]との間で合意のうえ、コンビニエンスストア店舗の進出を決めたものであります。一方、譲渡人たちは、前回のコンビニ店舗の進出計画が途中頓挫したことから、農地の維持管理に困窮していたところであり、双方の意向が合致したことによって、農地売買が成立し、今回、申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 1,500万円、造成費 3,000万円、建築費 3,000万円

合計：7,500万円 内訳として、自己資金7,500万円、借入金0万円

【工事期間】 令和3年2月10日～令和3年6月10日

【造成工事】 花崗土による盛土 最大H=0.90m盛土

コンクリート擁壁 最大値H=0.73m

【排水関係】 雨水：北東側の最終柵に集水し、既設水路に放流

汚水：合併浄化槽を設置

【取排水の同意】 [REDACTED]

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接農地の同意】 [REDACTED]

議案第3号 -4

地図・図面： [REDACTED]

権利： 使用貸借権の設定

申請地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

貸人： [REDACTED]

借人： [REDACTED]

転用目的： 住宅用地/一般個人住宅

施設の概要： 住宅2階建 1棟 56.31 m<sup>2</sup>

併用地 [REDACTED]

合計面積：320.97 m<sup>2</sup> 土地利用率：23.56% (≧22.00%)

申請事由： 非農家の自己住宅

説明：【理由】 現在、居住している借家内の家財道具等が増え、手狭となってきたことに加え、貸人である親の高齢化に伴い介護の世話が夫婦でできるよう実家の近くで土地を探していたところ、実家に隣接する貸人が所有する農地が、立地条件や建築予定規模等を考慮した結果、最適であると判断し、双方の意向が合致したことから、今回、申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 0 万円、造成費 50 万円、建築費 1,000 万円 合計 1,050 万円  
内訳として、自己資金 0 万円、借入金 1,050 万円

【工事期間】 令和 3 年 2 月 10 日～令和 4 年 1 月 31 日

【造成工事】 花崗土による盛土 H=0.20m、 コンクリート擁壁の設置はなし

【排水関係】 雨水：宅地北側の最終柵へ集水し、既設水路へ放流  
汚水：合併浄化槽を設置

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

#### 議案第 3 号－5

地図・図面：

権利： 使用貸借権の設定

申請地：

農地区分： 2 種農地

貸人：

借人：

転用目的： 住宅用地/一般個人住宅

施設の概要： 住宅 2 階建て 1 棟 建築面積 68.73 m<sup>2</sup> 土地利用률：23.14% (≧22.00%)

申請事由： 非農家の自己住宅

説明：【理由】 現在、借人は、妻と子ども 4 人とで借家に住んでおりますが、子どもの成長に伴い、住宅が手狭になっていること、さらには、将来、妻の母親の面倒をみることも視野に入れ、妻の実家の敷地内に新たな住宅を建てることのできないものと検討しましたが、納屋等の建物がすでに建っており、新たな住宅を建てる余裕もないとの結論に至り、そこで、親の所有農地について、検討したところ、父親から貸人が相続した農地がもっとも適当な用地との判断に至るとともに、夫でもある借人が住宅を建てることについて、双方が合意に至り、使用貸借権の設定を行なったうえで、今回、転用の申請に及んだものであります。なお、この申請地については、先ほど のところでお話ししました農地の分筆後のところであり、平成 20 年 4 月頃に申請人の父が畳店の駐車場が必要となり、車両が駐車できるように整地を行ない利用しておりましたが、亡くなられたことで、母等がこれを引継ぎ現在に至りましたが、近年、申請人夫婦がこの申請地に非農家の自己住宅を建てるため、建築業者に相談している中で、農地法に基づく転用手続きが必要であったことに気づき、これを深く反省し、今後、このようなことがない

よう厳に慎むとの始末書の提出を受けるとともに、無断転用の是正申請により、解消を図ろうとするものであります。

【資金計画】 土地代 0万円 造成費 10万円、建築費 2,600万円、合計：2,610万円

内訳：自己資金 0万円、借入金 2,610万円

【工事期間】 令和3年2月10日～令和4年1月31日

【造成工事】 花崗土による盛土 H=0.2m、擁壁の設置はなし

【排水関係】 雨水：南東側の最終柵へ集水し、道路反対側の既設水路へ放流

汚水：合併浄化槽を設置

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】 該当なし

### 議案第3号 -6

地図・図面：

権利： 使用貸借権の設定

申請地：

農地区分： 2種農地

貸人：

借人：

転用目的： 住宅用地/一般個人住宅

施設の概要： 住宅2階建 1棟 70.38㎡、車庫平屋建 1棟 28.12㎡

物干し場平屋建 1棟 6.00㎡、看板3基 7.06㎡ 合計面積：111.56㎡

土地利用률：23.88% (≧22.00%)

申請事由： 分家住宅

説明：【理由】 申請人は実家で親族と同居しており家族の増加と子供の成長に伴い現在の住宅では手狭となったため、住宅を建てようと考え、現在の宅地内で建て替えを検討したところ、進入路が確保できないうえに、相続が整わず、さらに、宅地に隣接する祖父の土地等でも検討しましたが、相続関係が支障となり、話がまとまらなかったことから、妻の所有する唯一の農地を検討したところ、立地条件や建築予定規模等からも、最適であると判断し、申請に及んだものであります。なお、平成10年頃に、貸人の亡父が、周辺企業の看板の設置を行なったものであり正規の手続きを経て、設置され現在に至ったものと認識していたとのことであります。今回の住宅建築にあたり、調査を行なう中で、これが無断転用により、設置されているものであることが判明し、農地法に基づく転用手続きが必要であったことに気づき、深く反省もし、今後、このようなことがないよう厳に慎むとの始末書の提出を受けるとともに、今回、無断転用の是正申請により、解消を図ろうとするものであります。

【資金計画】 土地代 0万円 造成費 150万円、建築費 2,300万円 合計：2,450万円

内訳：自己資金 0万円、借入金 2,450万円

- 【工事期間】 令和3年2月1日～令和3年8月31日  
【造成工事】 花崗土による盛土 H=0.20m、 コンクリート擁壁 H=0.20m  
【排水関係】 雨水：排水柵を設置し道路側溝へ放流、 汚水：合併浄化槽を設置  
【取排水の同意】 [REDACTED]  
【水利関係者の同意】 [REDACTED]  
【隣接農地の同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、第4号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてですが、  
今日は、1件あります。

議案第4号 -1

地図・図面： [REDACTED]

権利： 所有権の移転

申請地： [REDACTED]  
[REDACTED]

農地区分： 2種農地

申請者： [REDACTED]

転用目的： 住宅用地/集団住宅その他

施設の概要： 住宅2階建て 23棟 合計面積：1,542.61㎡ (67.07㎡/棟)

申請事由： 分譲住宅

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、平成23年に設立、資本金100万円で、不動産の売買や土木工事業等を主に営む法人であります。平成29年10月17日付けで、農地法第5条の許可を受けて23区画の分譲住宅を令和2年10月31日を目途に建設しておりましたが、急遽、予定外のコロナウイルス感染拡大等に伴い、十分な建設作業員の確保ができず、資材配給も滞りを見せるようになり、これによって、販売実績の停滞を招いてきたことから、6区画分の建設が今だできず、予定どおりの完了の進捗が見込めなくなったものであります。これにより、すべて工事が完了するには、計画を精査した結果、約2年間の工期延長が必要であるとの事業計画に係る変更申請書が提出されたものであります。

【資金計画】 変更ありません。

【工事期間】 平成29年11月1日～令和4年10月17日

【造成工事】 今回の申請に伴う新たな造成はありません。

【排水関係】 雨水：最終柵を設置し、既設の水路に放流、 汚水：合併浄化槽を設置し

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第4号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

ここで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、10分間の休憩と、換気を行います。

【 休憩 】

議長

それでは、再開いたします。第5号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

P.8～P.14をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 12件 合計 32,774 m<sup>2</sup>

内訳 新規契約： 1番 1件 1,302 m<sup>2</sup>

更新契約： 2～12番 11件 31,472 m<sup>2</sup>

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第5号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号について事務局より説明を願います。

事務局

農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】の申請について説明します。

契約件数： 12件(37筆) 合計 39,221 m<sup>2</sup>

新規契約： 1番～11番 11件(36筆) 27,251 m<sup>2</sup>

更新契約： なし

変更契約： 12番 1件(1筆) 1,970 m<sup>2</sup>

貸付先としましては、1番を

へ、2番・3番を

へ、4番を

へ、5番・11番を

へ、6番から8番を

へ、9番を

へ、10番を

へ新規に貸し付けるものです。また12

番は、10月の農業委員会で

へ貸し付けた案件を

へ変更するものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 6 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 7 号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 7 号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。今回は、編入が 1 件、除外案件が 3 件です。

議案第 7 号－ 1 (編入)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地区域への編入

申請地： [REDACTED]

編入後の用途： 田

土地所有者： [REDACTED]

編入の理由： 申請地は、[REDACTED]の基盤整備地区内の第 1 種農地であり北に広がる農用地区域内にある周辺農地と一体的に利用、保全を行うためです。

議案第 7 号－ 1 (除外)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 分家住宅

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： [REDACTED]

農地区分： 2 種農地

説明：

【施設の概要】 住宅 2 階建 1 棟 63.76 m<sup>2</sup>

【資金内訳】 土地代 0 万円、造成費 100 万円、建築費 1,900 万円、  
合計 2,000 万円 <内訳> 自己資金 0 万円、借入金 2,000 万円

【変更を必要とする理由】

申請人は借家で妻と両親の 4 人で同居していますが、妻の両親が高齢となることから日常的に面倒を見ることが出来る妻の両親の実家に近い所で住宅を建築するために、申請に至ったものです。

【工事着工時期】 令和 3 年 4 月 【供用開始時期】 令和 3 年 10 月

【造成】 花崗土による盛土 H=0.1m、境界コンクリート H=0.2m (東側)

【排水】 雨水：溜枡を設置し、西側水路へ放流 汚水：合併浄化槽を設置

【異種目接続】 3 辺を異種目と接続し 25%を超えており縁辺部と判断する。

【利用率】 敷地面積 283.00 m<sup>2</sup>、建築面積 63.76 m<sup>2</sup> 22.53% (≧22%)

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

#### 議案第7号-2（除外）

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 駐車場

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 駐車場 24 台分

【資金内訳】 土地代 900 万円、造成費 800 万円、建築費 0 万円

合計 1,700 万円 <内訳> 自己資金 1,700 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

申請人は、[REDACTED] に主たる事務所を置き、平成 21 年に設立、運送業を主に営む法人です。[REDACTED] からの委託で玄米の輸送や稲の育苗事業も担っています。[REDACTED] からの依頼もあり、玄米の低温保管倉庫の建設を行ったうえで、物品の管理から輸送までを一体的に行う事業の拡大を計画しました。

当初は、申請地に倉庫を建てようとしたのですが、設計の中で、面積的に収まらなくなり、現在の駐車場に倉庫は建設し、不足となった運送用車両及び社員の家用車を駐車する駐車場を確保するために譲渡人合意のもと申請に至ったものです。

【工事着工時期】 令和 3 年 4 月 【供用開始時期】 令和 3 年 10 月

【造成】 花崗土による盛土 H=0.6m、コンクリート擁壁 H=0.9m

【排水】 雨水：溜枡を設置し、東側水路へ放流 汚水：なし

【異種目接続】 四方を異種目と接続し 25%を超えており縁辺部と判断する。

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

#### 議案第7号-3（除外）

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 資材置場

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 資材置場

【資金内訳】 土地代 71,168 円、造成費 50 万円、建築費 0 万円

合計 571,168 円 <内訳> 自己資金 571,168 円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

申請人は、[REDACTED] で一般土木・建築業を営んでおり、近年の仕事の増加により資材置場が手狭となったため、現在利用している併用地を拡張するために譲渡人合意のもと申請に至ったものです。

【工事着工時期】 令和 3 年 5 月 1 日 【供用開始時期】 令和 3 年 5 月 20 日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.2m、コンクリート擁壁なし

【排水】 雨水：自然浸透 汚水：なし

【異種目接続】 2 辺を異種目と接続し 25% を超えており縁辺部と判断する。

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 7 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 8 号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 8 号農業経営改善計画の認定について説明します。今月は更新 4 件、新規 1 件の申請です。

議案第 8 号-1 (更新)

予定認定番号： 17-3-再 3 号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生(設立)年月日： [REDACTED]

作目・部門名：(R7目標) 水稻、麦、飼料米

農業経営等に関する目標：(R7目標)

水稻 350.0 a 15,000 kg (429 kg/10 a)

麦 950.0 a 35,000 kg (368 kg/10 a)

飼料米 900.0 a 43,000 kg (478 kg/10 a)

目標所得：400万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間：2,000時間

予定認定日：令和2年12月16日

予定認定期間：令和2年12月21日～令和7年12月20日

説明：順調に経営を行っており特に問題ないと、綾川町地域農業再生協議会の担い手部会でも判断いただいております。

#### 議案第8号-2(更新)

予定認定番号：21-1-再2号

申請者：

住所：

生(設立)年月日：

作目・部門名：(R7目標) 苺

農業経営等に関する目標：(R7目標)

苺 60.0 a 30,000 kg (5,000 kg/10 a)

目標所得：550万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間：2,000時間

予定認定日：令和2年12月16日

予定認定期間：令和2年12月24日～令和7年12月23日

説明：今後は、専門家による経営相談会を利用し経営の合理化を進めたいとしています。

#### 議案第8号-3(更新)

予定認定番号：'22-1-再2号

申請者：

住所：

生(設立)年月日：

作目・部門名：(R7目標) 水稻、WCS、アスパラガス

農業経営等に関する目標：(R7目標)

水稻 170.0 a 8,058 kg (5,000 kg/10 a)

WCS 70.0 a 50 ロール

アスパラガス 22.0 a 4,840 kg (2,200 kg/10 a)

目標所得：370万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間：2,000時間

予定認定日：令和2年12月16日

予定認定期間：令和2年12月24日～令和7年12月23日

説明：昨年、褐斑病により大きく収入を減らしましたが、専門員による指導のもと回復しつつあります。それに合わせて、後継者への継承のため設備投資を行ったことで、減価償却費が経営を圧迫していました。

このような状況から、綾川町地域農業再生協議会の担い手部会では今後、県や町による営農指導に合わせて、簿記記帳を含む経営サポート（決算の確認など）を行って行くこと、との意見が付されています。

#### 議案第8号-4（更新）

予定認定番号： 22-2-再2号

申請者：

住所：

生（設立）年月日：

作目・部門名：（R7目標） 苺、水稻

農業経営等に関する目標：（R7目標）

苺 20.0 a 10,500 kg （ 5,250 kg/10 a ）

水稻 87.0 a 4,176 kg （ 480 kg/10 a ）

目標所得： 425 万円（主たる従事者1人当たり）

年間労働時間： 2,000 時間

予定認定日： 令和2年12月16日

予定認定期間： 令和3年1月25日～令和8年1月24日

説明： 順調に経営を行っており特に問題ないと、綾川町地域農業再生協議会の担い手部会でも判断いただいております。今後は、息子さんへ経営継承を進めていきます。

#### 議案第8号-5（新規）

予定認定番号： R2-1号

申請者：

住所：

生（設立）年月日：

作目・部門名：（R7目標） キュウリ、長ネギ、ナス、ニンジン、大根、カブ、キャベツ  
トマト、ズッキーニ、サツマイモ、タマネギ

農業経営等に関する目標：（R7目標）

キュウリ 5.0 a 1,600 kg （ 3,200 kg/10 a ）

長ネギ 30.0 a 6,000 kg （ 2,000 kg/10 a ）

ナス 8.0 a 2,400 kg （ 3,000 kg/10 a ）

ニンジン 12.0 a 1,800 kg （ 1,500 kg/10 a ）

大根 15.0 a 5,250 kg （ 3,500 kg/10 a ）

カブ 6.0 a 1,200 kg （ 2,000 kg/10 a ）

キャベツ 15.0 a 4,500 kg （ 3,000 kg/10 a ）

トマト 5.0 a 1,500 kg （ 3,000 kg/10 a ）

ズッキーニ 6.0 a 1,500 kg （ 2,500 kg/10 a ）

サツマイモ 10.0 a 3,000 kg （ 3,000 kg/10 a ）

タマネギ 10.0 a 4,000 kg (4,000 kg/10 a)

目標所得： 390 万円（主たる従事者 1 人当たり）

年間労働時間： 2,000 時間

予定認定日： 令和 2 年 12 月 16 日

予定認定期間： 令和 3 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日

説明： [REDACTED] に勤めながら、平成 26 年に取得した有機 J A S 認定に沿った栽培を既に行っていました。退職後は、自身の経営に専念し経営改善を図りながら経営改善計画の目標達成を目指します。なお、現在の営農場所は、[REDACTED] を中心に 11,496 m<sup>2</sup> の農地を借入し営農しています。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第 8 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 1 号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第 1 号農地法第 18 条の規定による合意解約の届出について、説明致します。今月は、6 件あります。

報告 1 号-1 [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

解約日： 令和 2 年 11 月 13 日

説明： 利用権の解約で離作補償はありません。

報告 1 号-2 [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

解約日： 令和 2 年 11 月 26 日

説明： 残存小作権の解約で、離作補償として土地改良基盤整備事業の施行によって、従前農地の持分をそれぞれ 2 分の 1 ずつとし、換地処分を行ないます。

以上、2 件の届出についての説明です。

議長

報告第 1 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 2 号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第2号 農地法第5条の規定による許可の取消 について、今月は、1件です。

報告第2号-1

地図・図面：

権利： 賃貸借権設定の取消し

申請地：

農地区分： 2種農地

貸人：

借人：

転用目的： 商業・サービス等用地/店舗等施設

施設の概要： コンビニ店舗平屋建て 1棟 面積：217.71㎡ 露天駐車場 42台分

申請事由： 店舗

説明：【理由】 経営規模の拡大を目指し、綾川町においても、コンビニ店舗を設け、営業活動を積極的に行なおうと平成30年4月25日付けで許可を得ましたが、一方でオーナーとの契約交渉が途中で難航し再度募集を行なったにもかかわらず、オーナーが定まらず、経営の見通しも不透明となったことから、転用計画も途中頓挫した状態となり、許可の取消しにいたったものです。また第3号議案でご審議いただいた通り新たな転用申請がされています。

以上、1件の報告についての説明です。

議長

報告第2号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第9回定例農業委員会を閉会致します。

午後 2時 52分

閉会